

# 新潟県教育委員会情報セキュリティポリシー

平成20年10月15日制定

## 目 次

### 【基本方針】

第 1	目的	1
第 2	定義	1
第 3	対象とする脅威	1
1	意図的要因	1
2	非意図的要因	1
3	災害による要因	1
第 4	適用範囲	1
1	対象機関の範囲	1
2	対象者の範囲	1
3	情報資産の範囲	1
第 5	職員等の遵守義務	2
第 6	情報セキュリティ対策	2
1	組織体制	2
2	情報資産の分類と管理	2
3	物理的セキュリティ	2
4	人的セキュリティ	2
5	技術的セキュリティ	2
6	運用	2
第 7	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	2
第 8	情報セキュリティポリシーの見直し	2
第 9	情報セキュリティ対策基準の策定	2
第 10	情報セキュリティ実施手順の策定	3
第 11	法令等の遵守	3

## 【基本方針】

### 第1 目的

当教育委員会は、幼児児童生徒（以下「生徒」という。）を始めとした県民の個人情報のほか、教育行政運営上重要な情報等を多数保有しており、多くの業務が情報システムやネットワークに依存している。したがって、これらの情報や情報を取り扱う情報システム、及びネットワーク等を様々な脅威から防御することが重要となっている。

新潟県においては、新潟県情報セキュリティポリシーを平成14年4月1日に制定した後、個人情報の漏えい事故やコンピュータウイルスによる情報資産の破壊・改ざん行為の多発等、ITを取り巻く状況変化に対応するため、平成20年4月1日に大幅な改正を行い、情報セキュリティ対策を整備、実施しているところである。

これらの状況に鑑み、当教育委員会が所管する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、確保するための対策（情報セキュリティ対策）を整備及び実施するために新潟県教育委員会情報セキュリティポリシーを定めることとし、このうち、本情報セキュリティ基本方針は当教育委員会の情報セキュリティ対策の基本的な方針として、情報セキュリティポリシーの対象、位置付け等を定めるものとする。

### 第2 定義

新潟県教育委員会情報セキュリティポリシーにおいて使用する用語は、特別の定めのある場合を除き、新潟県情報セキュリティポリシー（平成14年4月1日制定）において使用する用語の例による。

### 第3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

#### 1 意図的要因

部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等

#### 2 非意図的要因

情報資産の無断持ち出し、認証情報又はパスワードの不適切管理、搬送中の事故等による情報資産の盗難、無許可ソフトウェアの使用や端末接続等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等

#### 3 災害による要因

地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

### 第4 適用範囲

#### 1 対象機関の範囲

情報セキュリティポリシーを適用する機関は、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第3条から第5条に規定する教育庁本庁及び出先機関、教育機関、新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）第1条に規定する県立学校とする。ただし、新潟県知事が管理運営する情報資産は除くものとする。

#### 2 対象者の範囲

情報セキュリティポリシーを適用する対象者は、情報資産に接するすべての職員（事務職員又は教員、常勤又は非常勤の別を問わないすべての職員。以下「職員」という。）とする。

#### 3 情報資産の範囲

情報セキュリティポリシーを適用する情報資産は、当教育委員会が保有する情報資産のうち、次のとおりとする。なお、これらの複製も含む。

- ( 1 ) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ( 2 ) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報
- ( 3 ) ネットワーク構成図及び情報システムの仕様書等のシステム関連文書

## 第 5 職員等の遵守義務

職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。また、教育課程に基づいて当教育委員会の情報資産を利用する県立学校の生徒、契約等により当教育委員会の情報資産の利用を認められた外部の事業者及び派遣等により当教育委員会の業務に従事する者についても、利用又は業務の内容に応じた情報セキュリティを確保しなければならない。

## 第 6 情報セキュリティ対策

当教育委員会が所管する情報資産を上記に掲げた脅威から保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### 1 組織体制

当教育委員会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

### 2 情報資産の分類と管理

当教育委員会が保有する情報資産を、機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

### 3 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員のパソコンの管理等について、物理的な対策を講じる。

### 4 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

### 5 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

### 6 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、生徒への指導、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

## 第 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

## 第 8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

## 第 9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより当教育委員会の教育行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

#### 第 1 0 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。情報セキュリティ実施手順は、情報セキュリティポリシーに基づき業務ごと、又は情報システムごとに策定することを基本とする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより当教育委員会の教育行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

#### 第 1 1 法令等の遵守

職員は、職務の遂行において、情報セキュリティ関連法令等を遵守しなければならない。